

有期雇用労働者の離職理由の取扱いが変わります

～平成30年2月5日以降の有期労働契約の更新上限到来による離職の場合～

契約更新上限（通算契約期間や更新回数の上限を言います。）がある有期労働契約の契約更新上限が到来したことにより離職された場合で、次の①～③のいずれかに該当する場合、特定受給資格者または特定理由離職者に該当することがあります。

① 採用当初はなかった契約更新上限がその後追加された方、又は不更新条項が追加された方

② 採用当初の契約更新上限が、その後引き下げられた方

③ 基準日※以後に締結された4年6か月以上5年以下の契約更新上限が到来した（定年後の再雇用に関し定められた雇用期限の到来は除く。）ことにより離職された方。ただし、基準日※前から、同一事業所の有期雇用労働者に対して、一様に4年6か月以上5年以下の契約更新上限が設定されていた場合を除く。

※改正労働契約法の公布日（平成24年8月10日）

上記に該当する場合、離職票の「⑦離職理由欄」の事業主記入欄において、「3 労働契約期間満了等によるもの」、(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職が選択されているか、(2)労働契約期間満了による離職の「1回の契約期間、通算契約期間、契約更新回数」が記載されているか、最下部の「具体的事情記載欄（事業主用）」に上記①～③に該当する旨の記載があるか確認してください。

記載がない場合は雇用保険窓口で相談してください。

詳細は、各ハローワークの雇用保険窓口にお尋ねください。

【無期転換ルール緊急相談ダイヤル(平成30年2月13日～) : 0570-069276(円満に無期になろう)】

※上記ダイヤルは発信した最寄りの労働局へつながること、携帯電話からの通話料は20秒当たり10円かかることにご留意ください。『無期転換ルール特別相談窓口』にも直接お電話が可能です。

※上記ダイヤルの開設は平成30年2月13日からとなりますので、ご注意ください。

上記以外にも、雇止めや無期転換ルールに関するご相談は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の『無期転換ルール特別相談窓口』にも直接お電話いただけます。



労働局「特別相談窓口」一覧